入札説明書

1 案件名称

(仮称)賀茂川学園整備工事に伴う監理業務委託

3 入札条件

- (1) 入札は、仕様書、設計書、図面、入札説明書及び関係書類ならびに現場など熟覧のうえ、広島県・市町村共同利用電子入札システムにより行うこと。
- (2) 入札者は、建設業法、同法施行令、同法施行規則、竹原市契約規則、その他の関係 規程及び市の各種契約約款を承諾のうえ、入札すること。
- (3) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (4) 指名競争入札の場合、入札者が1者である場合は、入札は不成立とする。

4 留意事項

落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後5日以内に仮契約(議会で可決後本契約が成立する旨の仮契約書)を締結すること。

5 業務費内訳書

- (1) 入札公告時に提示する設計図書に添付されている業務費内訳表(単価表は含まない) に記載している内容と同一の項目、数量により業務費内訳書を作成すること。業務費 内訳書の合計額(消費税相当額を除く)と入札額(消費税相当額を除く)が相違している場合は、失格となる。
- (2) 様式は、指定しない。
- 6 必要業務日数又は履行期限 令和9年2月26日
- 7 最低制限価格算出について 本業務の業務区分は (2) とする。
- 8 契約保証金について 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。
- 9 契約保証金の免除等 竹原市契約規則第33条による。

10 支払の条件

- (1) 前払金 なしとする。
- (2) 部分払 出来形に対する業務委託料相当額の10分の9以内をもって1回を限度とする。 ただし、支払い限度額の範囲内とする。
- (3) 完了払

竹原市測量・建設コンサルタント等業務 最低制限価格の算定方法を見直しました

(令和6年6月1日以降の公告案件から適用されますのでご注意ください。)

- ◎ 最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額(以下「設計金額」という。)に基づき、当該各号に定める式により算定した額(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。)の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。
 - (1) 測量業務 直接測量費+測量調査費+ (諸経費×**0. 50**)
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務 直接人件費+特別経費+(技術料等経費×0.6)+(諸経費×0.6)
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務 直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.**5**0)
 - (4) 地質調査業務 直接調査費+(間接調査費×0.9)+(解析等調査業務費×0.8)+(諸経費 ×0.50)
 - (5) 補償関係コンサルタント業務 直接原価+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.**5**0)
 - (6) 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の10分の6から 10分の8.1まで((1)の場合は10分の6から10分の8.2まで、(4)の場合は3分の2から10分の8.5まで)の範囲で定めます。
- ◎ (1)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (2)の場合で、算定額が予定価格の10分の7.5を超える場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ② (3)(5)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を算定額とし、1,000 円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000 円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (4)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (1)~(6)の2以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した 額の合計額をもって算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。